

契 約 条 件

(適用及び範囲)

- 第1条 本契約条件は、日本原燃株式会社（以下「発注者」という。）と契約先（以下「受注者」という。）が締結する購買、工事請負、業務委託（輸送請負を含む）の各契約（以下「本契約」という。）の基本事項について定めるものであり、本契約に係る仕様および目的をはじめとする諸条件は、本契約条件に定めるほか見積依頼書、注文書または仕様書その他添付書類（以下「仕様書等」という。）によるものとする。
- 2 本契約条件は、2025年10月6日以降の見積依頼分（指値通知含む）より適用する。ただし、同日より前に契約締結済の個別契約が継続・追加・変更等される場合は、従前の契約条件を適用する。
- 3 受注者が共同企業体である場合は、別紙に定めた義務を負うものとする。
- 4 本契約条件の各条項と仕様書等の規定が競合するときは、本契約条件の各条項において仕様書等を優先する規定がある場合を除き、本契約条件を優先させる。
- 5 注文書記載の本体価格の内訳を設定する場合は、別に定めるところによる。

(受注者の心構えおよび報告事項)

- 第2条 受注者は、発注者が原子燃料サイクル施設の事業者として、人身の安全、施設事故の防止、公害の防除および環境の保全につき重大な社会的責任を負うことを認識し、受注者自ら本契約を通じて発注者の上記責任の一端をになう心構えをもって、その履行に万全を期すものとする。
- 2 受注者は、本契約において、事故・不具合等が発生した場合、直ちにその内容を発注者（調達室および実施主管箇所）に報告するとともに、迅速かつ適切な対応をするものとする。

(関係法令の遵守)

- 第3条 受注者は、本契約の履行にあたって諸法令、諸基準および官公署の許認可条件・指示事項等の他、発注者が定める仕様書等について、これを熟知し遵守（準拠）しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

- 第4条 受注者は、自らおよび自己の履行補助者（本契約の履行のために利用する者をいい、個人か法人かを問わない。以下、同じ。）が、現時点および将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約する。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）であること。
- (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していること。
- (3) 反社会的勢力を利用していること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 受注者は、自らおよび自己の履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、信用を毀損または業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約する。
- 3 受注者は、自らおよび自己の履行補助者が反社会的勢力による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または履行補助者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに発注者に報告し、発注者の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 4 受注者は、自己の履行補助者が第1項に該当すること、または第2項に係る行為を行ったことが判明した

場合には、直ちに当該履行補助者との間の契約を解除し、または契約解除のための措置をとるものとする。

- 5 発注者は、受注者が前項のいずれかに違反した場合には、何らの通告、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
- 6 発注者が前項の定めにより、本契約の全部または一部を解除した場合には、受注者に損害が生じて一切これを賠償せず、また、かかる解除により発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償するものとする。

(秘密情報の管理)

第5条 発注者および受注者は、本契約によって知り得た秘密情報を第三者に漏えい（故意に漏らすことのみならず、過失により漏れることも含む。以下、同じ。）してはならない。また、本契約の終了後・解除後も同様とする。

- 2 秘密情報を受領した者または提供された者（以下「受領者」という。）は、秘密情報の漏えい事故（おそれを含む）または不正アクセスもしくはサイバー攻撃を認識したときは、直ちにその内容を秘密情報を開示した者または提供した者（以下「開示者」という。）に報告するとともに、漏えいの拡大防止、事故収束、影響が及ぶ範囲および原因の調査（以下「事故対応等」という。）に向けて、迅速かつ適切な対応をとらなければならない。また、受領者は開示者自らまたは開示者が指定する専門家から事故対応等に対する協力の要請があったときは、これに応じるものとする。

- 3 発注者および受注者は、秘密情報の管理についてその重要性を認識し、秘密情報を適切に取り扱うとともに、関係法令を遵守し管理しなければならない。また、個人情報等、関係法令の他にガイドラインが示されている場合は、これを遵守しなければならない。

- 4 秘密情報とは、次の各号に該当する情報をいう。

(1) 個人情報

- (2) 本契約の締結時または履行期間等、その時期を問わず本契約の過程において得た開示者の情報のうち、開示者が文書または電磁的記録で受領者に対し、秘密情報であることを指定した情報をいい、その媒体の形式は問わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報であることを受領者が立証できるものについては、この限りでない。

- a. 受領者が開示者から開示または提供される前に、既に正当に保持していたもの。
- b. 受領者が開示者から開示または提供される前に、既に公知であったもの。
- c. 受領者が開示者から開示または提供された後に、受領者の責によらず公知となったもの。
- d. 受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに入手したもの。
- e. 受領者が開示者から開示または提供された情報に依存することなく独自に取得したもの。

- 5 発注者は、本契約に付随する個別仕様書等に前項第2号の秘密情報が含まれるときは、本契約締結時に当該個別仕様書等の表紙に秘密情報が含まれる旨を、あらかじめ表示するものとする。ただし、履行の過程において開示者が個別に指定した場合は、この限りでない。

- 6 発注者および受注者は、秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならない。

- 7 受領者は、次の各号に該当する場合を除き、秘密情報を開示者の事前の書面による承諾なく第三者（下請者または下請者となり得る再取引先を含む。）に開示・提供してはならない。

なお、開示・提供する場合、受領者は当該第三者に対し本条各項と同等の義務を課すものとする。

- (1) 法令に基づき報告、説明、資料提出等の情報開示を求められたもの。

- (2) 受注者の役員、従業員（派遣労働者を含む。）に開示する必要があるもの。ただし、派遣労働者に対して開示・提供する場合、受領者は派遣元企業に対し本条各号と同等の義務を課すものとする。

- 8 受注者は、秘密情報の漏えい防止のため、次の事項を遵守しなければならない。

なお、個別仕様書等で定める事項と競合または追加事項がある場合は、個別仕様書等を優先する。

- (1) 秘密情報（秘密情報を用いて作成した成果物を含む。）の取扱いに係る管理責任者を定め、業務の従事者を限定すること。

- (2) 業務の遂行に無関係な者が秘密情報を入手、閲覧等することがないように、遮断等の措置を講じること。また、電子機器および電子媒体（以下「電子機器等」という。）で扱う場合もアクセス制限・パスワードを課す等、同様に遮断等の措置を講じること。
 - (3) 秘密情報の漏えい、紛失、改ざん、滅失等の事故発生防止対策を施し、厳重な管理体制を整備すること。
 - (4) 秘密情報を取り扱う電子機器等は、本項第 2 号の他に常にオペレーティングソフトおよびウィルス対策ソフトを最新化する等、事故発生防止対策を講じるものとし、個人所有の電子機器等で秘密情報を取り扱わないよう措置を講じること。
 - (5) 本契約の終了もしくは解除によって、秘密情報が不要になった時または保有期限が過ぎたときは、発注者に秘密情報を返却し、または受注者の責任において秘密情報を廃棄すること。
なお、発注者から秘密情報を返却・廃棄することおよび廃棄した旨を書面にて報告することを要請されたときは、これに応じること。また、廃棄要請がある場合の電子記録媒体は、確実に物理的に破壊し、またはすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄すること。
 - (6) 秘密情報を取り扱う従業員に対しては、在職中および退職後の秘密保持義務（本条第 1 項前段）および本条第 6 項の義務ならびに秘密情報を含む資料の持ち出し（資料の持ち帰り、電子データを受注者から貸与されたパソコン等以外の媒体・サーバー等に複製する行為を含むがこれに限られない。）を禁じ、秘密情報を取り扱う派遣労働者については派遣元企業を通じてこれらの義務を課すこと。
 - (7) 秘密情報を取り扱う従業員（派遣労働者を含む。）に対して、秘密情報に係る取扱い、義務について十分な教育を行うこと。
- 9 受注者は、秘密情報の管理が確実に実施されていることを確認するため、発注者が求める報告、調査または監査に協力し、発注者が合理的な是正要求をした場合、かかる要求に応じて是正しなければならない。
- 10 発注者または受注者が本条に違反し、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとし、損害賠償金については発注者・受注者間で協議して定めるものとする。
なお、本協議が整わない場合でも損害賠償の請求を妨げるものではない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 発注者および受注者は、本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により相手方の承認を受けたときは、この限りでない。

（委任・下請の禁止）

第7条 受注者は、本契約の履行の全部または重要な部分を一括して第三者に委任し、または下請させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたとき、またはその内容が軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 前項により委任し、または下請させる場合であっても、受注者は発注者に対し、当該委任または下請させた者の行為につき、一切の責を負うものとする。

（特許権等）

第8条 受注者は、本契約の履行にあたって第三者の特許権、実用新案、意匠権およびその他の権利（以下「特許権等」という。）を侵害することにより、当該権利者と発注者との間に紛争を生ぜしめないよう注意し、発注者に一切迷惑をかけないものとする。受注者が特許権等を侵害し、発注者がその解決について受注者に指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。また、紛争の解決にあたって発注者が支払った費用は、全額受注者が負担するものとする。

- 2 前項の損害の全部または一部が発注者の責に帰すべき事由により生じたことが明らかな場合は、発注者

は、その責任の割合に応じ、これを負担するものとする。

(許認可)

第9条 受注者は、受注者の責任において本契約の履行に必要な官公署の許認可を取得するものとし、発注者は、当該許認可の取得に協力するものとする。ただし、法令の定めるところにより発注者の取得すべき許認可については、発注者が自らこれを取得するものとし、受注者は、当該許認可の取得に協力するものとする。

(発注者に対する損害)

第10条 受注者が、本契約の履行に際して発注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償するものとする。

- 2 前項の損害の全部または一部が発注者の責に帰すべき事由により生じたことが明らかな場合は、発注者は、その責任の割合に応じ、これを負担するものとする。
- 3 第1項の発注者の損害には、操業停止または稼働率低下期間中の発注者の逸失利益、営業損失、不稼働損失、休業損害もしくは維持・管理費用を含まない。ただし、第1項に定める損害が、受注者の故意または重大な過失に起因する場合は、本項を適用しない。
- 4 第5条（秘密情報の管理）の損害については、本条を適用しない。

(第三者に対する損害)

第11条 受注者は、本契約の履行にあたって第三者に損害を与えたときは、受注者の責任と費用においてすべての損害を賠償するものとし、発注者に一切迷惑をかけないものとする。

- 2 前項の損害の全部または一部が発注者の責に帰すべき事由により生じたことが明らかな場合は、発注者は、その責任の割合に応じ、これを負担するものとする。

(支給品および貸与品の管理)

第12条 受注者は、発注者から支給品または貸与品（以下「支給品等」という。）を受け取った場合は、当該物品を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、その費用は受注者の負担とする。

- 2 受注者の責に帰すべき事由により支給品等を滅失・毀損またはその価値を減損させたときは、受注者は、発注者の選択に従い、直ちにこれを修理し、代品を納入し、もしくはその損害を賠償し、または修理もしくは代品の納入とともに損害を賠償しなければならない。

(工事等の遂行)

第13条 受注者は、購買による据付工事、工事請負による工事または委託業務（以下「工事等」という。）を遂行するにあたっては、工期を厳守し、安全確保および公害防除につき万全の措置を講じ、これを完成しなければならない。

- 2 受注者は、発注者の請求があるときは、遅滞なく工事等の遂行の順序を定めた工程を立案し、発注者の承認を受けるものとする。
- 3 受注者は、発注者の請求があるときは、遅滞なく安全確保および公害防除に関する計画を立案し、発注者の承認を受けるものとする。
- 4 受注者は、工事等の遂行につき発注者の承認を受けた現場代理人、委託業務実施責任者、主任技術者または監理技術者、および災害防止責任者（以下「責任者等」という。）を置くものとする。ただし、責任者等は、仕様書等において兼務を禁ずる旨を定めた場合を除き、これを兼務することができる。また、受注者は、発注者より理由を明示のうえ、工事等の遂行につき不適当と認められた責任者等についてその交代に応ずるものとする。
- 5 発注者は、工事等の遂行につき、監理員を置くことができる。発注者または発注者の監理員は、工事等を適正かつ円滑に遂行するため、受注者の責任者等に対し必要な指示をすることができる。

- 6 受注者は、工事等の完了後、発注者が撤去を要求した仮設備および剰余材料を速やかに撤去するとともに、残余の支給品等を発注者の指定する期日までに返還するものとする。この場合、発注者の指定する期日までに撤去しないときは、発注者は、受注者の負担において、これを撤去し、または第三者に保管させることができる。

(仕様書の不一致)

第14条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに発注者に申し出るものとする。

- (1) 仕様書等の表示が明確でないとき、交互に符合しないとき、または誤謬・脱漏があるとき。
- (2) 工事等の現場の制約等について、仕様書等に示された本契約の履行条件が実際と相違するとき。
- (3) 工事等の現場において、本契約の履行の支障となる予期することができない事態が発生した、または発生するおそれがあるとき。

(発注者の指図に対する受注者の責任)

第15条 仕様書等の記載については、受注者は、自らその適否を判断するものとし、その内容に疑義があるときは速やかに発注者に申し出るものとする。

- 2 本契約を履行するうえで発注者がなしたすべての指図について、受注者は、その都度その適否を判断し、その指図が適当でないと認めたときは、速やかにその旨を発注者に申し出るものとする。
- 3 第1項および第2項による受注者の申し出は、原則として理由を付した書面により行うものとする。

(検 査)

第16条 受注者は、物品の納入後または工事等の完了後速やかに発注者の定める納品書または竣工（完了）届等を発注者に提出し、発注者が別に定める仕様書等における発注者の所定の検査または業務完了の確認を受けるものとする。

- 2 前項の検査または確認に合格しなかったときは、受注者は発注者の指示に従い、その指定する日までに必要な補修、改造または取替等を受注者の費用で行い、改めて所定の検査または確認を受けるものとする。
- 3 不合格品、過納品等が生じたときは、受注者は、直ちにこれを引き取らなければならない。受注者が引き取らないときは、発注者は、受注者の費用をもって、これを返送し、または第三者に保管させることができる。
- 4 発注者は、物品納入前または工事等の途中においても、必要と認めるときは、検査を行うことができる。この場合、受注者は発注者の検査に協力するものとし、発注者は必要に応じ発注者の検査員を受注者の工場その他の場所に派遣できるものとする。

(検収および所有権の帰属)

第17条 前条第1項または第2項の検査または確認に合格したときは、発注者は、購買による物品、工事請負による工事の目的物または委託業務の成果である目的物（以下「目的物」という。）を検収するものとする。

- 2 購買による物品の所有権は、前項の検収をもって受注者から発注者に移転し、検収までの危険負担は、受注者が負うものとする。
- 3 工事請負による工事の目的物および委託業務の成果である目的物の所有権は、工事または業務の進捗に従い、その時々の状態のままで、当然に発注者に帰属するものとする。ただし、第1項の検収までの目的物の保管費用負担、危険負担は受注者が負うものとする。

(検収前の使用)

第18条 発注者または発注者の指定する第三者は、前条第1項による検収前であっても、納入された物品、または請負工事もしくは委託業務の出来形部分の全部または一部を使用またはこれに必要な施設を付加することができる。この場合、発注者は善良な管理者の注意をもって使用または施設を付加するものとし、受注

者はこれに協力するものとする。ただし、発注者の使用または施設の付加により受注者が損害を被ったときは、発注者は受注者と協議してその損害を賠償するものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第19条 受注者の責に帰すべき事由により、本契約および仕様書等に定める期間内に物品の納入、請負工事または委託業務が完了しないとき（第17条に定める検収ができないことをいう。）は、発注者は受注者に対し違約金として遅延日数1日につき契約金額（本体価格）の1,000分の1に相当する金額の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金は、契約金額（本体価格）の10分の1を超えてはならない。
- 3 前項において、納期の遅延につき受注者に故意または重大な過失がある場合は、同項に定める制限を適用しない。
- 4 発注者および受注者は、第1項の違約金について、発注者が受注者に対して支払うべき当該債務とを対当額において相殺することに合意する。ただし、発注者が合意による相殺を希望しないで代金債務を清算する場合は、これを妨げない。
- 5 違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(契約不適合責任)

第20条 検収後、発注者が目的物に種類、品質または数量に関して契約に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）を発見した場合、受注者は発注者の指示に従い、受注者の負担において、修補または取替等を行う。また、発注者の指定する日までに受注者が修補または取替等を行わないときは、発注者は受注者に対し、契約不適合に応じた目的物の代金の減額を請求することができる。

- 2 受注者は、契約不適合によって生じた発注者の損害を賠償するものとし、損害賠償金については、発注者および受注者が協議のうえ定めるものとする。
- 3 前項の損害賠償金は、本契約の契約金額（本体価格）の総額を超えてはならない。ただし、受注者に故意または重大な過失がある場合は、この限りでない。
- 4 第2項の「発注者の損害」には、操業停止または稼働率低下による発注者の逸失利益、営業損失、不稼働損失、休業損害もしくは維持・管理費用を含まないものとする。ただし、受注者に故意または重大な過失がある場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第21条 前条第1項または第2項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）については、原則、以下のとおりとし、仕様書等で別に定める場合は当該期間とする。

購 買 検収の日から1年間

業務委託 検収の日から1年間

工事請負 検収の日から次の各号の定める期間とする。

- (1) 本項(2)号、(3)号に属さないもの...2 年間
 - (2) 土地の工作物・建物...5 年間
 - (3) 本項(2)号のうち金属造・コンクリート造およびこれに類するもの...10 年間
- 2 発注者が契約不適合責任期間の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前条第1項または第2項に規定する契約不適合に係る請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。
 - 3 発注者は、前条第1項または第2項に規定する契約不適合に係る請求を行ったときは、当該請求の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求以外に必要と認められる請求をすることができる。

- 4 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 5 民法559条（有償契約への準用）、566条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）および637条第1項（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）の各規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 6 前条第1項に定める修補または取替等を行なった部分の契約不適合責任期間は、当該修補または取替等が完了したときから起算する。

（不可抗力による損害）

- 第22条 天災等、発注者および受注者双方の責に帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）により、検収前に目的物の出来形部分が滅失・毀損した場合でも、受注者は自己の責任においてあらたに物品を製造、補修または工事等を完成し、目的物を引渡さなければならない。
- 2 前項において、滅失・毀損した部分が支給品等を使用したものについては、発注者は自己の負担において改めて材料を供給するものとする。
 - 3 第1項において目的物を引渡すことができないと発注者が認めたときは、受注者はその義務を免れるものとする。ただし、その損害は受注者の負担とし、発注者は代金の支払義務を免れ、また受注者に対して既に支払った代金があるときは、その代金の返還を求めることができる。
 - 4 第1項および前項の場合において、損害の額が特に多額であって、発注者がその一部を負担することを相当と認めるときは、発注者は、受注者と協議して発注者の負担すべき金額を定めるものとする。

（支 払）

- 第23条 検収払であるときは、発注者は、第17条第1項による検収を行った月の翌月末までの発注者所定の支払日に、受注者に代金を支払うものとする。
- 2 出来高払またはその他払いであるときは、別に定めるところによる。
 - 3 発注者は、受注者が消費税法に定める納税義務者または消費税を納める義務が免除される事業者のいずれにかかわらず、注文書記載の金額（次条の定めにより契約金額の補正をしたときは、その金額）に消費税法および地方税法に定める税率を乗じた金額を支払うものとする。

（契約内容の変更等）

- 第24条 発注者は、必要と認めたときは、契約内容を変更または契約の全部もしくは一部を一時中止または打ち切ることができる。
- 2 不可抗力等、受注者の責に帰することができない事由により、本契約および仕様書等に定める期間ならびに仕様について変更を必要とするときは、当該内容について受注者は発注者に変更を請求することができる。
 - 3 第1項および第2項により契約内容を変更または契約の全部もしくは一部を一時中止または打ち切った場合、契約金額の変更に関して発注者および受注者が協議のうえ定めるものとする。ただし、軽微なものであるときは、この限りでない。
なお、契約金額内訳書がある場合の契約金額の補正は別に定めるところによる。
 - 4 賃金または物価の変動に基づく契約金額の変更は、発注者および受注者が協議のうえ定めるものとする。

（契約の解除）

- 第25条 発注者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、何らの通知、催告なしに本契約の解除をすることができる。
- (1) 受注者が、正当な理由なく開始期日を経過しても工事等に着手しないとき。
 - (2) 受注者が、正当な理由なく工事等を打ち切り、または相当期間中止したとき。

- (3) 受注者の責に帰すべき事由により、期間内に目的物を引渡すことが不可能、または困難になったと発注者が認めたとき。
- (4) 受注者が、第三者から仮差押、仮処分、差押、任意競売または滞納処分を受け、物品の納入または工事等に支障をきたすおそれがあると発注者が認めたとき。
- (5) 受注者について破産、民事再生、会社更生または特別清算の申し立てがなされたとき。
- (6) 受注者が、本契約を履行するにあたり必要とする資格を失ったとき。
- (7) 受注者が、本契約の条項に違反したとき。

(契約解除の場合の処理)

第26条 前条の規定により、本契約が解除されたときは、代金等について、次の方法により処理する。

(1) 工事請負・業務委託

- ① 受注者は、契約解除後、違約金としてその時点で有効な契約金額（本体価格）の10分の1に相当する金額を発注者に支払うものとする。
- ② 受注者は、契約解除後、既に支払を受けた請負金または委託金を直ちに発注者に返還するとともに、残余の金額についてはその請求権を失う。ただし、目的物の一部（出来形部分を含む）の引渡しを受けることが相当と発注者が認めたときは、受注者は直ちに目的物の一部を引き渡すものとする。また、目的物の一部の引渡し完了するまでは、善良な管理者の注意をもってそれらのものを受注者の費用により保管するものとする。
- ③ ②ただし書きにより、発注者が目的物の一部の引渡しを受ける場合、発注者は、受注者に対し、工事または業務の進捗状況に応じて算出した金額を支払うものとする。ただし、契約解除と同時に、発注者の代金支払債務は、受注者の違約金等の支払債務と対当額につき相殺される。
なお、違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(2) 購買

- ① 発注者は、受注者に対し、代金の支払は行わないものとし、発注者が既に受注者に対し支払った代金がある場合には、受注者はそれを返還するものとする。
- ② 受注者は、違約金としてその時点で有効な契約金額（本体価格）の10分の1に相当する金額を発注者に支払うものとする。
なお、違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。
- ③ 既に製作または納入されたもののうち、発注者が必要と認めるものについては、発注者に引渡すものとし、受注者はその引渡しを拒むことはできない。この場合、発注者は受注者に適正な対価を違約金と相殺して支払う。

(契約条項の解釈等)

第27条 本契約条件の各条項および仕様書等の記載事項の解釈について生じた疑義ならびに特段の定めのない事項については、発注者および受注者が協議のうえ定めるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第28条 本契約に関して、発注者および受注者間の協議により解決できない事態が生じたときは、発注者および受注者双方合意のうえ、その斡旋を第三者に委託することができる。

(合意管轄)

第29条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、青森地方裁判所とする。

以 上